

## 【施設基準の届出に関する留意事項について】

### 1. 基本診療料

届出する施設基準の種類別に、届出書（別添7）＋必要添付様式＋添付書類をワンセットとして、1通提出する必要があります。

白本の P1100 以降に必要様式があります。

### 2. 特掲診療料

届出する施設基準の種類別に、届出書（別添2）＋必要添付様式＋添付書類をワンセットとして、1通提出する必要があります。

白本の P1147 以降に必要様式があります。

### 3. 届出の提出方式が変わりました

今までは正副2通を提出する必要がありましたが、今回から1通のみとなりました。

つきましては厚生局からは受理通知しか返送されませんので提出前に複写していただき、医療機関控えとして保管くださいますようお願いいたします。

※ チェック票の提出も必要ございません。

（チェック票は医療機関が確認に用いるための参考様式であり、届出書に添付する必要はありません）

### 4. 提出先及び問合せ先

関東信越厚生局神奈川事務所

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町1-6 VORT横浜関内Ⅱ6階

電話 045-270-2053

**5. 提出する書類の書式は関東信越厚生局のホームページからダウンロード  
できます。**

関東信越厚生局ホームページトップページ ⇒ 平成30年診療報酬改定についてはこちら ⇒ 基本診療料・特掲診療料それぞれの届出ページへ

※ 4月16日(月)までに提出いただき、月末までに要件審査を終え、届出の受理が行われたものについては4月1日にさかのぼって当該届出の算定ができることとなっております。

**6. 新設・変更された項目で届出が必要なもの（全てではありません、重点項目については確認が出来次第、順次追加予定です）**

・ 初診料の機能強化加算            別添7 + 様式1

・ 地域包括診療加算1・2           別添7 + 様式2の3 + 添付書類

※ 現在算定されていても今回1を算定する場合には届出が必要です。